

## 地域計画

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	音威子府村 (014702)
地域名 (地域内農業集落名)	音威子府地域

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,730 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,630 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,500 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	106 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	444 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	289 ha

## (備考)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- 音威子府村は、北海道の北部に位置し総面積275.63平方kmで、東西を山地に囲まれた盆地的地形のため季節による寒暖の差が激しく、また道内でも有数の豪雪地帯である。
- 地域の課題として、これまで離農地を吸収し規模拡大を図りながら農地の有効利用を図ってきたが、規模拡大も限界に近く、高齢化も進行している中で、後継者の育成、新規就農の促進など新たな担い手づくりが課題となっている。また、南東地域は台地状の傾斜地になっており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取組を行うことが必要である。
- 作物については、ソバが大半を占めているが、気象状況・市場変動などに大きく影響を受ける作物であり、高負荷価値化と合わせ、施設野菜などの高収益作物の普及・推進も課題となっている。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 農業形態は、そばや高収益作物を主作とする畑作で、近年は離農跡地の賃貸借などにより経営規模が拡大している。主要作物の「そば」は令和2年作付面積869ha、486tの収穫量を誇り道内4番目となっており、大規模経営で道内有数のそば生産地として有名であるが、土づくりや地力増進作物との輪作体系の確立と、暗・明渠排水等の基盤整備が必要となっている。さらには、時代に即応し、利潤性の高い作物「アスパラガス」「スナップエンドウ」「フルーツトマト」等の作付けも進んでおり、今後も消費者ニーズ・気候・風土に合った作物づくりが必要である。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- 農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

## (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	92 %	将来の目標とする集積率	94 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を加味して利用調整と利用権の再設定を推進することで集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員会と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・音威子府村農業振興基本条例による農業生産基盤整備の促進を通じて、農地改良事業に取組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・後継者がいない農業者の経営資源を新規就農者に継承する第三者経営継承を推進し、新たな担い手の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

- ・農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①シカやクマ等の農業被害を防止するため、電牧柵などによる防獣機器の普及を推進するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。

③ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行なうことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 【別添のとおり】

5 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

## 音威子府村の地域計画に係る目標地図

